

消費生活用製品安全法の一部 を改正する法律について

～製品事故情報の報告・公表制度が始まります～

わた なべ ひろし
渡邊 宏

経済産業省 商務情報政策局
消費経済部 製品安全課長

1. はじめに

経済産業省では、製品事故が起きてしまった場合、事故に関する情報を社会全体で共有し、その再発を防止するために、第165回臨時国会に「消費生活用製品の一部を改正する法律案」を提出し、2006年11月29日に成立、同年12月6日に公布したところである。本稿では、消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という）改正の経緯や本法の概要等について解説する。

2. 改正の経緯

(1) 既存の製品安全規制の限界

既存の製品安全規制（電気用品安全法、ガス事業法等）の多くは、典型的に危険性が高いと考えられる製品を予め特定し、当該特定製品について安全確保のための技術基準を設け、製造出荷段階で技術基準適合性を確保する義務を課すことにより、安全性確保を図る体系を採用している。

しかし、近時発生している製品事故においては、使用開始後に生じる経年劣化や不適正改造などの要因により消費者に対する危害が発生しているものが散見されるが、こうした事故も製品出荷段階において顕在化していないことにより生じるものであり、製品出荷段階における技術基準適合性を確保することによっては防止できないという問題が残る。

(2) 改正のポイント

これらの問題に対処し、製品事故の発生・拡大を防止するためには、同一の製品について同じような態様の事故が繰り返し生じている場合などにおいて、事故原因が特定され

る前であっても当該事故に関する情報を行政機関が公表し、消費者に対して広く注意喚起を行うことで消費者自身による危険の回避を促すとともに、事故の原因が製品の欠陥によるものであることが判明した場合には、行政機関が回収を含む措置を機動的に命ずる仕組みが必要である。

そこで、本法律の改正では、製品事故のうち死亡、重傷、火災等の重大製品事故が発生した場合、製造事業者または輸入事業者に対し、国への事故報告を義務づけるとともに、国は事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、類似の重大製品事故の防止を図ることを規定した。

3. 消安法の概要

(1) 消費生活用製品の範囲

消安法における「消費生活用製品」とは、「主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く）」（第2条）と定義されている。また、製造事業者または輸入事



業者が業務用として製造または輸入している製品であっても、その製品の仕様や販路等から判断して、一般消費者がホームセンター等で容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品は、消費生活用製品と解される。なお、消安法以外の他の法令で個別に安全規制が図られている製品は、消安法の別表に記載しており、これらの製品については消費生活用製品から除外されている。

このように消安法では、対象となる製品をすべてリスト化するのではなく、対象外となる製品をリスト化する方式をとっている。これは、今後、技術革新等に伴い新たな製品が次々と出現する現状にかんがみ、対象となる製品をリスト化するのでは、対応が不完全となるおそれが高いと考えるためである。

(2) 「重大製品事故」の定義

① 「製品事故」とは

消安法における「製品事故」（第2条第4項）とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、

- ・一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故
- ・消費生活用製品が滅失し、またはき損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

のいずれかであって、消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかな事故以外のものを言う。例えば、包丁という製品を使用して、故意に他人を傷つけ、大けがを負わせた場合は、当然ながら、包丁の使用による製品事故には該当しない。

② 「重大製品事故」とは

消安法における「重大製品事故」とは、製品事故のうち危害が重大なもの（第2条第5項）であって、具体的には、政省令で規定するものである。2007年1月16日現在、政省令については政府内で策定作業中であるものの、おおよそ以下のような事故を重大製品事故として規定する予定である。

- ・一般消費者の生命または身体に対する危害が

発生した事故のうち、危害が重大であるものとしての死亡事故、重傷病事故（治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病）、後遺障害事故または一酸化炭素中毒事故

- ・消費生活用製品が滅失し、またはき損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるものとしての火災（消防が火災として確認したもの）

(3) 重大製品事故の報告義務

消安法では、重大製品事故が発生した場合、製造事業者または輸入事業者は当該製品を所管する省庁へ事故の報告を行わなければならない。例えば、鋤や鋤^{すき}などの農機具は農林水産省の所管であり、重大製品事故が発生した場合、農林水産省に報告することとなる。ただし、消費生活用製品の大半は経済産業省の所管であるため、以下は重大製品事故が発生した場合、経済産業省へ報告するものと記載している。

① 事業者の報告義務

第34条第1項において、消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、その製造または輸入に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならないと規定している。特に、製品事故のうち、その被害が重大な事故（いわゆる重大製品事故）が生じたことを知ったときは、発生の実事を知った日から起算して10日以内に、当該消費生活用製品の名称、事故の内容等を経済産業省に報告しなければならない。これは、企業規模を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、事故報告義務を負うことになる。

また、国への報告項目は、事故発生日、被害の概要、事故の内容、製品の名称、機種・型式、製造・輸入・販売数およびその時期、事故を認識した契機と日、事故原因、事故への対応などであり、その詳細は別途省令で規定している。なお、経済産業省における事故報告の窓口は、報告の迅速性や事業者の利便性等を考慮して、経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全

課に一元化しているところである。

② 重大製品事故以外の報告

重大製品事故に該当しない事故については、国への報告義務の対象ではないものの、(独)製品評価技術基盤機構^{ナイト} (nite) の行う任意の事故情報収集制度にて、事故情報の収集および公表を行っているところである。

4. 重大製品事故の公表

重大な危害の発生および拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称および型式、事故の内容等を迅速に公表することで、類似の製品事故の発生防止を図る。公表方法は、第1段階公表として、製品一般名や事故概要などを公表する。その後、危害の発生および拡大を防止するために必要があると認めるときは、第2段階公表として、事業者名、機種・型式名等を公表し、記者発表を行う。

なお、重大な危害の発生および拡大を防止するため迅速に対応する必要がある場合には、第1段階を経ることなく、直ちに、第2段階での公表を行うこともある。また、上記の公表にあたり、必要があると認めるときは、(独)製品評価技術基盤機構に、技術上の調査を行わせることとしている。

5. 体制整備命令

製造事業者または輸入事業者が重大製品事故の報告を怠ったり、または虚偽の報告をした場合、国は当該製造事業者または輸入事業者に対して、事故情報を収集、管理および提供するために必要な社内の体制を整備するよう命令を発動することとしている。なお、当該命令に違反した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処される。

6. 販売事業者、修理事業者 または設置工事事業者の責務

(1) 販売事業者の責務

小売販売事業者は、その小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情

報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するように努めなければならない（第34条第1項）。さらに、その小売販売に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者に通知するよう努めなければならない（第34条第2項）。

また、販売事業者は、製造事業者または輸入事業者が行う製品回収その他の危害の発生および拡大を防止するための措置について、当該製品の販売停止、在庫情報の提供等を通じて、当該措置に協力するよう努めなければならない。特に、危害防止命令（第39条）が発動されている場合は、販売事業者は製造事業者等に協力しなければならない（第38条第3項）。

(2) 修理・設置工事事業者の責務

修理・設置工事事業者は、その修理・設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者に通知するよう努めなければならない（第34条第2項）。

7. 事故情報の入手方法

国に報告された重大製品事故に関する情報を消費者が適切に入手できるようにするため、経済産業省のウェブサイトから常に最新の重大製品事故情報が得られるようにする。なお、緊急性の高い製品事故については、経済産業省が記者発表を行うこととしている。

8. 終わりに

国民の真の豊かさの実現には、消費生活の安全・安心の確保が必要不可欠である。本法律の施行が事業者、消費者を含め国全体の製品安全に対する継続的かつ前向きな取り組み、さらには「製品安全文化」と呼べる新たな価値観の醸成へつながるものと期待したい。

(参考) 経済産業省 製品安全のページ

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/index.htm>